

電波法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令 新旧対照条文

目次

○電波法施行令(平成十三年政令第二百四十五号)(抄)	1
○電波法関係手数料令(昭和三十三年政令第三百七号)(抄)	2
○登録免許税法施行令(昭和四十二年政令第四百十六号)(抄)	3
○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令(平成十三年政令第三百五十五号)(抄)	4

改正案	現行
<p>（電波利用料の納付を要しない無線局）</p> <p>第十二条 法第百三条の二第十四項本文の政令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 気象庁が気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）第二十三条に規定する警報に関する事務の用に供することを目的として開設する無線局（専ら当該事務の用に供することを目的として開設するものを除く。）であつて、人工衛星の無線局であるもの及び当該人工衛星の無線局を通信の相手方とするもの</p> <p>二 内閣官房が開設する無線局であつて、内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第四条の三第二項第一号に規定する情報収集衛星の無線局であるもの及び当該情報収集衛星の無線局を通信の相手方とするもの並びにこれらの無線局の適切な運用を確保するために必要な通信を行うもの</p> <p>三 内閣府が開設する無線局であつて、内閣府設置法第四条第三項第七号の七の人工衛星等を定める政令（平成二十四年政令第八十五号）に規定する測位の用に供するための信号を送信することを主たる目的とする人工衛星の無線局であるもの及び当該人工衛星の無線局を通信の相手方とするもの（専ら法第百三条の二第十四項第十二号に定める事務の用に供することを目的として開設するものを除く。）</p>	<p>（電波利用料の納付を要しない無線局）</p> <p>第十二条 法第百三条の二第十四項の政令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 気象庁が気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）第二十三条に規定する警報に関する事務の用に供することを目的として開設する無線局（専ら当該事務の用に供することを目的として開設するものを除く。）であつて、人工衛星の無線局であるもの及び当該人工衛星の無線局を通信の相手方とするもの</p> <p>二 内閣官房が開設する無線局であつて、内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第四条の三第二項第一号に規定する情報収集衛星の無線局であるもの及び当該情報収集衛星の無線局を通信の相手方とするもの並びにこれらの無線局の適切な運用を確保するために必要な通信を行うもの</p> <p>三 内閣府が開設する無線局であつて、内閣府設置法第四条第三項第七号の七の人工衛星等を定める政令（平成二十四年政令第八十五号）に規定する測位の用に供するための信号を送信することを主たる目的とする人工衛星の無線局であるもの及び当該人工衛星の無線局を通信の相手方とするもの（専ら法第百三条の二第十四項第十二号に定める事務の用に供することを目的として開設するものを除く。）</p>

改正案	現行
<p>(定義等)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 空中線電力五〇〇ワット未満の多重無線設備（<u>法第四条第二号</u>の適合表示無線設備を除く。）又はテレビジョン（テレビジョン基幹放送局のテレビジョンを除く。）の送信機で五〇〇メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するものは、この政令の適用に関しては、空中線電力五〇〇ワット（移動する無線局に係るもので空中線電力五〇ワット未満のものにあつては、空中線電力五〇ワット）の送信機とみなす。</p> <p>4 空中線電力一ワットを超え五ワット以下の無線電話の送信機で九〇三メガヘルツから九〇五メガヘルツまでの周波数の電波を使用するもの（<u>法第四条第二号</u>の適合表示無線設備のみを使用する無線局に係るものに限る。）は、この政令の適用に関しては、空中線電力一ワットの送信機とみなす。</p> <p>5 振幅変調型式の電波を使用する無線電信で変調波について電鍵開閉操作が行われるものの送信機は、この政令の適用に関しては、当該操作につき、その規模が、当該送信機の当該操作に係る空中線電力に相当するワット数に四十分の十五を乗じて得たワット数のものとみなす。</p>	<p>(定義等)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 空中線電力五〇〇ワット未満の多重無線設備（<u>法第四条第一項第二号</u>の適合表示無線設備を除く。）又はテレビジョン（テレビジョン基幹放送局のテレビジョンを除く。）の送信機で五〇〇メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するものは、この政令の適用に関しては、空中線電力五〇〇ワット（移動する無線局に係るもので空中線電力五〇ワット未満のものにあつては、空中線電力五〇ワット）の送信機とみなす。</p> <p>4 空中線電力一ワットを超え五ワット以下の無線電話の送信機で九〇三メガヘルツから九〇五メガヘルツまでの周波数の電波を使用するもの（<u>法第四条第一項第二号</u>の適合表示無線設備のみを使用する無線局に係るものに限る。）は、この政令の適用に関しては、空中線電力一ワットの送信機とみなす。</p> <p>5 振幅変調型式の電波を使用する無線電信で変調波について電鍵開閉操作が行われるものの送信機は、この政令の適用に関しては、当該操作につき、その規模が、当該送信機の当該操作に係る空中線電力に相当するワット数に四十分の十五を乗じて得たワット数のものとみなす。</p>

改正案	現行
<p>（無線局の免許又は登録で課税しないものの範囲）</p> <p>第十二条 法別表第一第五十四号(一)に規定する政令で定める無線局は、次に掲げる無線局とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 実験等無線局（電波法第四條の二第二項（次章に定める技術基準に相当する技術基準に適合している無線設備に係る特例）に規定する実験等無線局をいう。次号において同じ。）及び前各号に掲げる無線局以外の無線局で、その有する基本送信機（電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）第一条第一項第一号（定義）に規定する基本送信機をいう。次項において同じ。）の規模が空中線電力（レーダーについては、財務省令で定める方法により計算した空中線電力。同項において同じ。）五百ワット以下のもの</p> <p>六 無線局の免許を受けている者が当該免許を受けた無線局（実験等無線局及び前各号に掲げる無線局を除く。）の無線設備の全部又は一部のみを使用して開設する他の無線局</p> <p>2 法別表第一第五十四号(二)に規定する政令で定める登録は、基本送信機の規模が空中線電力五百ワット以下の無線局の登録とする。</p>	<p>（無線局の免許又は登録で課税しないものの範囲）</p> <p>第十二条 (同上)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 実験等無線局（電波法第五條第二項第一号に規定する無線局をいう。次号において同じ。）及び前各号に掲げる無線局以外の無線局で、その有する基本送信機（電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）第一条第一項第一号（定義）に規定する基本送信機をいう。次項において同じ。）の規模が空中線電力（レーダーについては、財務省令で定める方法により計算した空中線電力。次項において同じ。）五百ワット以下のもの</p> <p>六 無線局の免許を受けている者が当該免許を受けた無線局（実験等無線局及び前各号に掲げる無線局を除く。）の無線設備の全部又は一部のみを使用して開設する他の無線局</p> <p>2 法別表第一第五十四号(二)に規定する政令で定める登録は、基本送信機の規模が空中線電力五百ワット以下の無線局の登録とする。</p>

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（法第三十四条の規定による電波法の適用に関する技術的読替え）</p> <p>第九条 法第三十四条の規定により電波法の規定を適用する場合における同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			
<p>読替えに係る電波法の規定</p> <p>第四条第二号</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>第三十八条の四十四第三項</p>	<p>読み替える字句</p> <p>第三十八条の四十四第三項（相互承認実施法第三十四条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</p>	<p>（法第三十四条の規定による電波法の適用に関する技術的読替え）</p> <p>第九条 （同上）</p>
<p>無線設備（第三十八条の二十三第一項（第三十八条の二十九、第三十八条の三十一第四項及び第六項並びに第三十八条の三十八において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。以下「適合表示無線設備」という。）</p>	<p>無線設備であつて、第三十八条の二十三第一項（第三十八条の二十九（相互承認実施法第三十三条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）第三十八条の三十一第四項及び第六項並びに第三十八条の三十八において準用する場合並びに相互承認実施法</p>	<p>（同上）</p> <p>（同上）</p>	<p>（同上）</p> <p>（同上）</p>

(略)	
(略)	
(略)	第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。 ()の規定により表示が付されていないものとみなされたもの以外のもの（以下「適合表示無線設備」という。）

(略)	
(略)	
(略)	